

令和7年9月19日（金）
兵庫県経営者協会

価格転嫁の円滑化に向けた公正取引 委員会の取組について

～下請法改正（取適法）を含む～

公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所

本日の説明内容

- 1 公正取引委員会の概要
- 2 独占禁止法の概要
- 3 下請法の概要
- 4 価格転嫁の円滑化に向けた取組（下請法改正を含む。）
- 5 その他
（フリーランス・事業者間取引適正化等法、情報提供
・相談窓口等）



どっきん

※公正取引委員会キッズ向けキャラクター。
「どっきん星から来た宇宙人」という設定。
地球の犬ではない。

1 公正取引委員会の概要



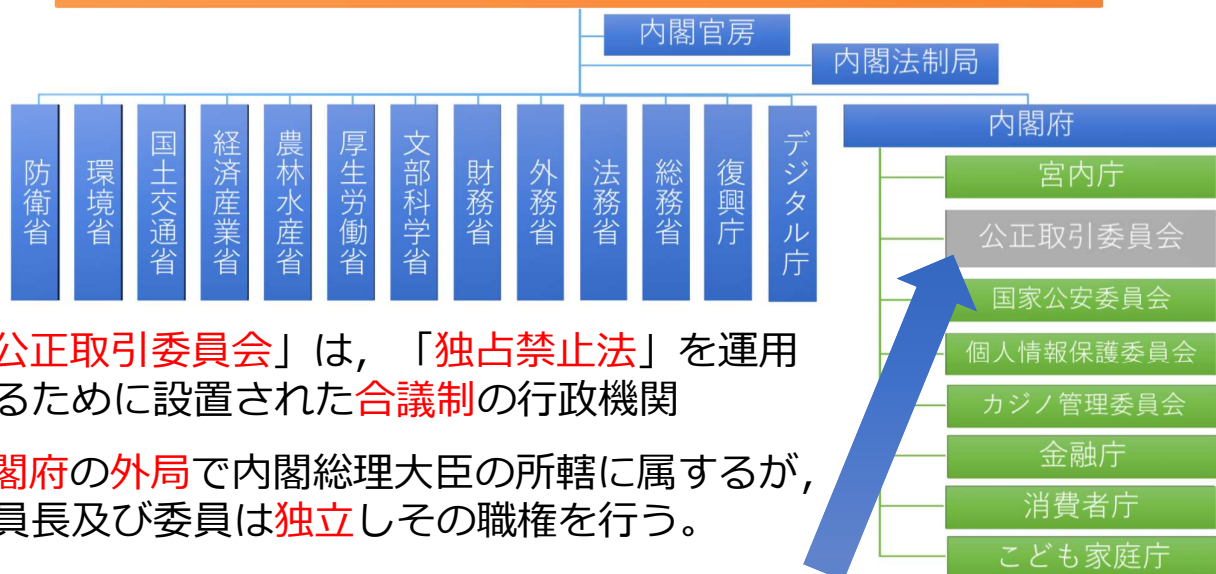
2

1 公正取引委員会の概要



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

内閣



- 「公正取引委員会」は、「独占禁止法」を運用するために設置された合議制の行政機関
- 内閣府の外局で内閣総理大臣の所轄に属するが、委員長及び委員は独立しその職権を行う。



3

公正取引委員会は、**公正で自由な競争環境を確保**するため、**エンフォースメント（法執行）**と**アドボカシー（競争唱導）**を「車の両輪」として取り組んでいる。

- エンフォースメント：独占禁止法等の**執行**による競争の回復
- アドボカシー：**競争環境の整備**、競争促進的な規制・制度改革、企業行動の変革

エンフォースメント

～厳正な法執行による競争の回復～

● 違反事件審査

- ・独禁法違反行為に対する排除措置命令、課徴金納付命令等
- ・確約措置等を通じた迅速かつ効果的な法執行

（個別事案に応じた事後規制）

● 企業結合審査

- ・ビジネスの実態に即した迅速かつ的確な企業結合審査

（合併等により将来競争上の弊害が生じる場合に事前に禁止）

アドボカシー（競争唱導）

～競争環境の整備～

● 実態調査

● 規制改革・取引慣行の改善に関する提言

● ガイドラインの策定

- ・法運用の透明性・予見可能性の向上による違反行為の未然防止
- ・企業のコンプライアンスの向上

● 効果的な広報

● 国際連携

- ・G7、OECD、ICN（国際競争ネットワーク）等

＜連携：一体的運用＞

4

公正取引委員会の地方事務所・支所等（全国ブロック毎に配置）



【近畿中国四国事務所の概要】

設置年月：昭和22年7月

所在地：大阪市中央区大手前4-1-76
大阪合同庁舎第4号館10階

職員数：約60名

組織体制：

所長	総務管理官	総務課
		取引課
		下請課
		フリーランス課
審査統括官		第一審査課
		第二審査課
		第三審査課
		第四審査課

5

2 独占禁止法の概要



6

1 独占禁止法の概要（目的）



独占禁止法の目的

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、・・・ことにより、**公正かつ自由な競争を促進し**、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、**一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進すること**を目的とする。

事後規制

事前規制

私的独占

不当な取引制限

不公正な取引方法

企業結合規制

公正かつ自由な競争の促進

事業者の創意
工夫の發揮

事業活動の活発化

雇用・国民実所得
水準の向上

一般消費者の利益確保

**国民経済の民主的で
健全な発達の促進**

7

独占禁止法の規制対象である4つの領域

私的独占
支配型・排除型
(市場の競争を実質的に制限)

不当な取引制限
カルテル・談合など
(市場の競争を実質的に制限)

不公正な取引方法
再販売価格の拘束
優越的地位の濫用など
(公正な競争を阻害するおそれ)

市場の競争を実質的に
制限することとなる
企業結合
(合併、株式取得等)



8

1 独占禁止法の概要（禁止行為の例①）

不当な取引制限

事業者が、契約、協定、その他何らの名義をもってするかを問わず**他の事業者と共同して**対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等**相互にその事業活動を拘束し**、又は遂行することにより、公共の利益に反して、**一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。**

e.g. 価格カルテル

本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格を共同して取り決め、一斉に値上げを行うなどする



消費者は高い商品を買わされる
安かったら購入したはずの消費者の
選択を奪う

e.g. 入札談合

国や地方公共団体が発注する公共工事の入札において、企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額を決める



落札価格が高止まりする
税金の無駄遣い

9

不公正な取引方法

公正で自由な競争を阻害するおそれがある行為

e.g. 再販売価格の拘束

- メーカーが指定した価格で販売しない小売業者等に対して、卸価格を高くしたり、出荷を停止したりするなどして、小売業者等に自社の商品を指定した価格を守らせる行為



消費者は高い商品を買わされる

e.g. 優越的地位の濫用

- 大規模な小売業者等（取引上優越した地位にある事業者）が、取引先に対して、押し付け販売を行うなど不当に不利益を与える行為

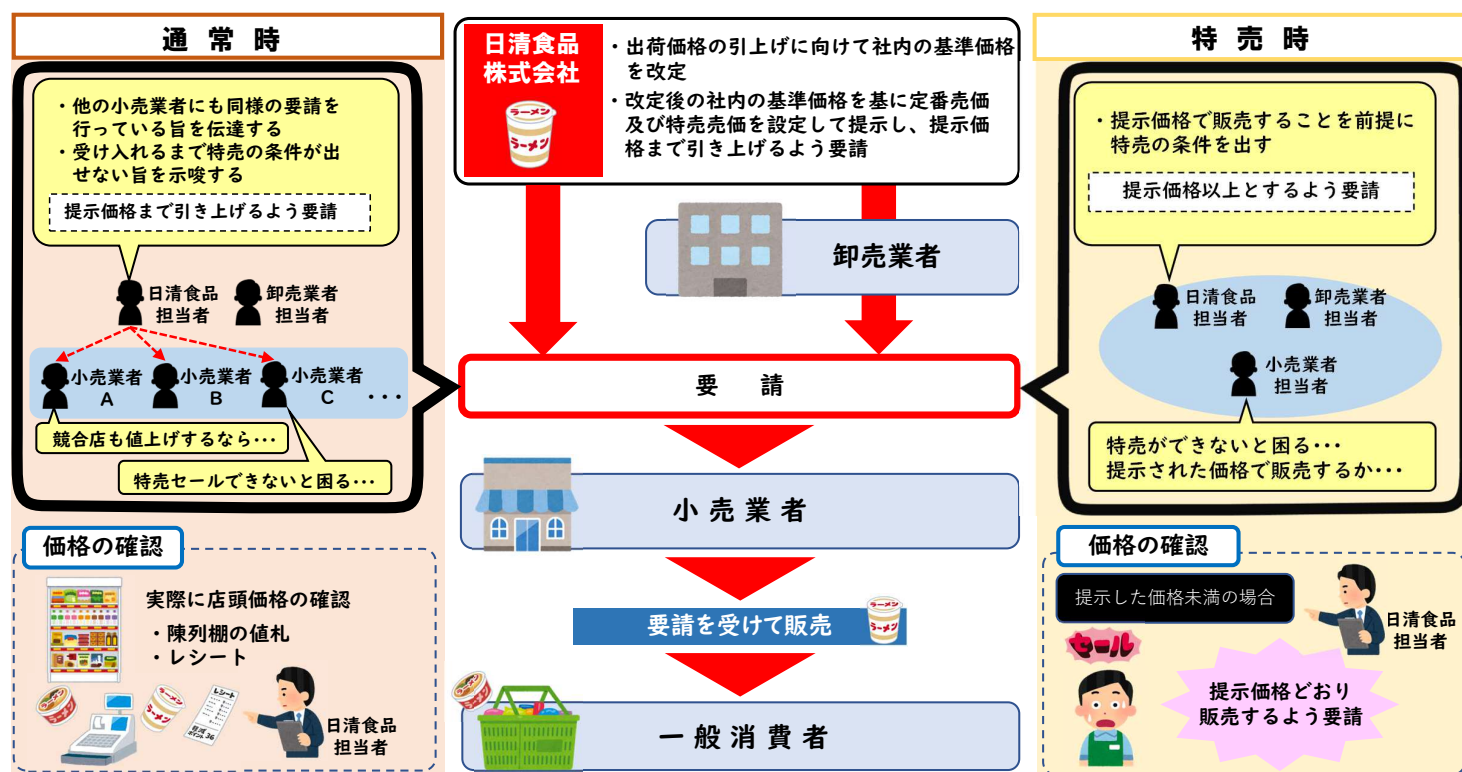


企業の自主的な判断による取引を阻害

10

近畿地区における独占禁止法違反事案（再販売価格の拘束）

日清食品株式会社（大阪市）に対する警告（令和6年8月22日公表）



濫用行為

①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。

取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

⑨取引の対価の一方的決定

原材料等の値上がりや商品の品質改良等に伴う研究開発費の増加、環境規制への対策などにより、取引の相手方のコストが大幅に増加しているにもかかわらず、従来の単価と同一の単価を一方的に定めること。

⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。

12

優越的地位の濫用の事例（橋本総業(株)から申請があった確約計画の認定）

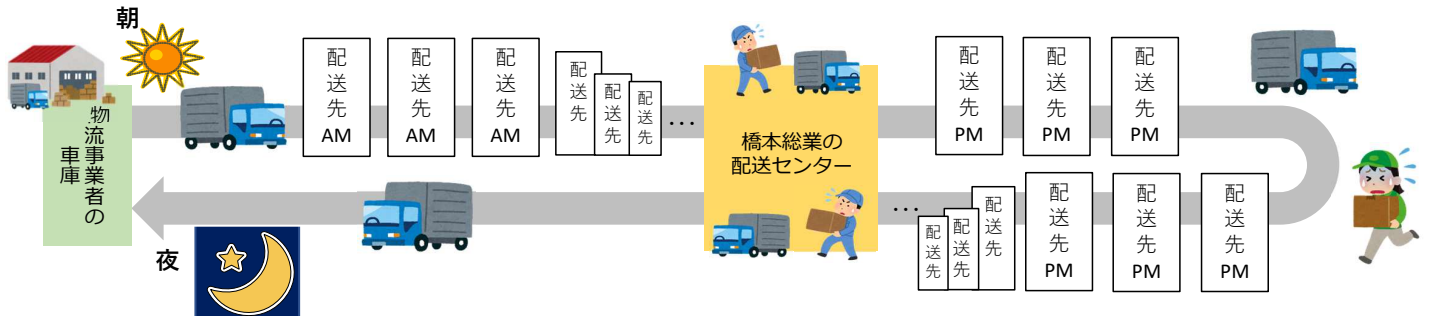
管工機材、住設機器等の運送等を委託

物流分野の取引ルールを定めた

「物流特殊指定」に違反する疑い

物流事業者

橋本総業



違反被疑行為

代金の減額（物流特殊指定第1項第2号）

物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から

- ① 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。
- ② 当該代金を物流事業者の口座に振り込む際の手数料を減じている。

買いたたき（物流特殊指定第1項第3号）

長時間の運送業務について、同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる額に比し著しく低い額となる運賃で、物流事業者に委託している。

不当な経済上の利益の提供要請（物流特殊指定第1項第6号）

- ① あらかじめ物流事業者との間で業務時間を取り決めている中で、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。
- ② 物流事業者に対する委託内容に含まれていない特定の附随作業（積込み、取り卸し等）について、あらかじめ物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、無償で行わせている。

橋本総業が作成した確約計画の概要

- ① 違反被疑行為の取りやめ
- ② 違反被疑行為の取りやめ等を取締役会において決議
- ③ 物流事業者への通知・従業員への周知徹底
- ④ 物流事業者への返金（金銭的価値の回復）
- ⑤ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと（5年間）
- ⑥ コンプライアンス体制の整備
- ⑦ ①から⑥までの履行について、第三者による監視
- ⑧ 第三者による履行状況の報告（5年間）

確約計画の認定

措置内容の十分性

- ・ 過去の独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）違反事案の排除措置の内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置
- ➡ およそ25社に総額約3800万円を返金 など

措置実施の確実性

- ・ 第三者による措置の履行状況の監視等を実施

通知
(公正取引委員会)

申請
(橋本総業)

公正取引委員会の認定

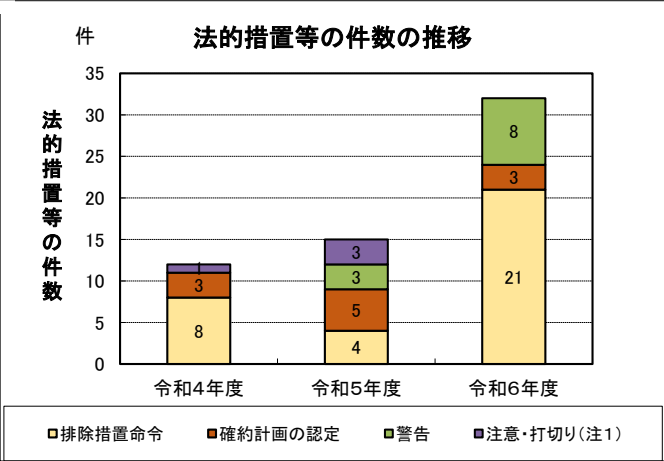
13

重点的な取組

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況

令和6年度においては、24件の法的措置（排除措置命令21件、確約計画の認定3件）を、延べ64名の事業者に対して講じている。



違反事業者に課した課徴金

令和6年度においては、延べ33名の事業者に対して、総額37億604万円の課徴金納付命令を行った。

課徴金額等の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
課徴金額(億円)(注2)	1019.8	2.2	37.0
対象事業者数(名)	21	16	33

注2: 課徴金額については、千万円未満切捨て。

3 下請法の概要



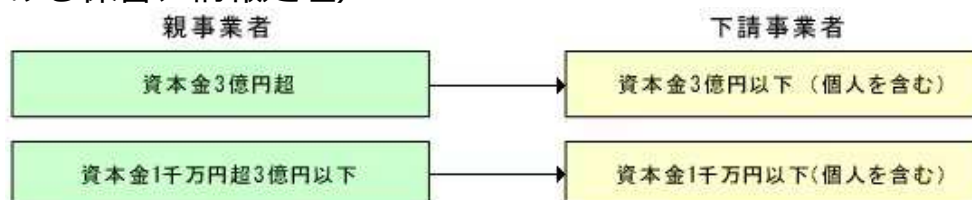
・目的

第1条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、**親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめる**とともに、**下請事業者の利益を保護**し、もつて**国民経済の健全な発達に寄与**することを目的とする。

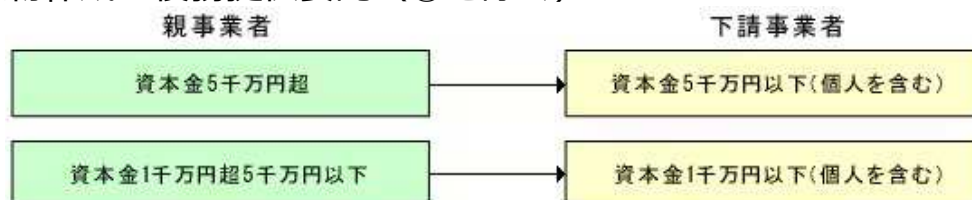
・規制・保護対象

①物品の製造・修理委託

政令で定める情報成果物作成（プログラム作成）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理）



②情報成果物作成・役務提供委託（①を除く）



16

3 下請法の概要②

親事業者の義務

- ①書面の交付義務（3条）
- ②書面の作成・保存義務（5条）
- ③下請代金の支払期日を定める義務（2条の2）
- ④遅延利息の支払義務（4条の2）

違反に対する措置

- ・指導
- ・①、②の違反には、**50万円以下の罰金（10条）**

親事業者の禁止事項（4条）

- | | |
|------------|-------------------|
| ①受領拒否 | ⑦報復措置 |
| ②下請代金の支払遅延 | ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済 |
| ③下請代金の減額 | ⑨割引困難な手形の交付 |
| ④返品 | ⑩不当な経済上の利益の提供要請 |
| ⑤買ったたき | ⑪不当な給付内容の変更・やり直し |
| ⑥購入・利用強制 | |

違反に対する措置

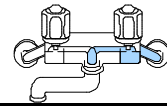
- ・**勧告（7条）**
- ・**指導**

17

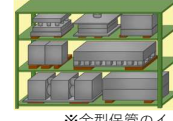
SANEI株式会社（大阪市）に対する勧告（令和6年9月26日公表）

●下請取引の内容

SANEI（株）が販売する又は製造を請け負う水栓金具等の製造を委託



水栓金具等の製造を委託する際に、
SANEI（株）が所有する金型を貸与



※金型保管のイメージ図

●違反行為の概要（①減額・②不当な経済上の利益の提供要請）

① 減額（注1）「仕入割引」として下請代金の額から1～2%を減額していた。

（下請事業者10名 総額約471万円）

※SANEIは、下請事業者に対して減額した金額を支払済み。

② 不当な経済上の利益の提供要請（金型の無償保管等）（注2）

金型を用いて製造する水栓金具等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型を無償で保管させるとともに、現状確認等の棚卸し作業を毎年1回行わせていた。（下請事業者50名 金型692型）

SANEI（株）（親事業者）
（水栓金具等の製造販売）

下請事業者（延べ60名）
（水栓金具等の製造）



公正取引委員会からの勧告の内容

- 下請事業者に対し、無償で金型を保管させるとともに、棚卸し作業を行わせたことによる費用相当額を速やかに支払うこと
- 今後、減額、不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当。

（注2）不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、下請事業者に金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより下請事業者の利益を不当に害することを禁止。下請事業者に貸与していた金型について、当該金型を用いて製造する部品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、当該金型を無償で保管させること等により、下請事業者の利益を不当に害することは、下請法違反に該当。

18

下請法違反事案 近畿地区における事例②

フクシマガリレイ株式会社（大阪市）に対する勧告（令和7年2月19日公表）

●下請取引の内容

自社が販売する業務用冷蔵・冷凍庫、冷蔵ショーケース等の部品等の製造委託



●違反行為の概要

価格協力

1 原価低減を図るため、書面で「価格協力」を要請

2 協力可否、協力方法、協力期間等を回答

3 2の回答内容に基づき、以下①又は②の行為を行った。

①減額（注1）

下請代金の額から約2176万円（下請事業者：34名）を減額した。

②不当な経済上の利益の提供要請（金銭）（注2）

発注単価を差し引くことで約255万円（下請事業者：10名）を自己のために提供させた。

事務手数料

減額（注1）

電子受発注等に係るシステム使用料等として約1623万円（下請事業者：154名）を減額した。

※フクシマガリレイは、下請事業者に対し、減額した金額及び提供させた金額を支払済み。

下請法違反総額
約4054万円

フクシマガリレイ（株）（親事業者）
（業務用冷蔵庫等の製造販売）

下請事業者（159名）



公正取引委員会からの勧告内容

- 今後、減額及び不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注1）下請代金の減額

・下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。
・値引き、協力金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反に該当する。

（注2）不当な経済上の利益提供要請

下請法は、親事業者が自社のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を提供させ下請事業者の利益を不当に害することを禁止している。

19

4 価格転嫁の円滑化に向けた取組 (下請法改正を含む。)



20

政府全体の方針における価格転嫁・取引適正化に関する取組の位置付け

政府方針：経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）

＜賃上げこそが成長戦略の要＞、＜賃上げを起点とした成長型経済＞

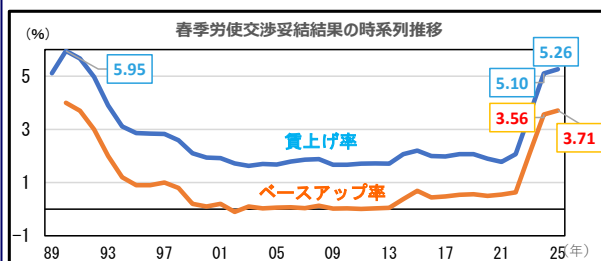
⇒2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、

物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルム（社会通念）として定着させることを目指す。

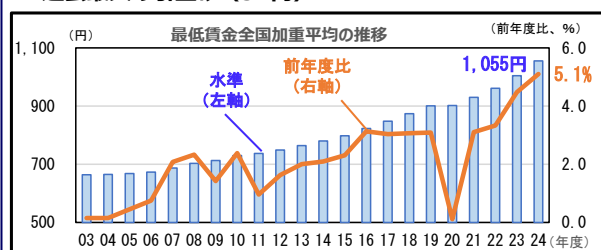
公正取引委員会としても、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図り、賃上げの原資となる労務費を始めとする価格転嫁・取引適正化の徹底により貢献

現状

○春季労使交渉は、2年連続で5%を上回る賃上げ率



○最低賃金の全国平均は、昨年1,055円となり、過去最大の引上げ（51円）



主な取組

価格転嫁・取引適正化の推進

- 国や地方自治体の契約における価格転嫁
- 不適切な取引に関する指導・助言の体制強化

生産性の向上

- 人手不足の業種における省力化投資の支援
- 2029年度までの5年間で概ね60兆円の生産性向上投資

事業承継・M&A

- 売手（経営者）のニーズ掘り起こし
- 官民のM&A支援機能の強化
- M&Aの資格制導入に向けた検討

人材育成・処遇改善

- リ・スキリングの促進
- 医療・介護・保育・福祉の公定価格引上げによる処遇改善

最低賃金引上げ

- 適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押し
- 2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施

21

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取りまとめ(令和3年12月閣議了解)

独占禁止法及び下請法の考え方の明確化等

- ・独禁法Q & A、下請法運用基準の改正①(令和4年1月)、下請法運用基準の改正②(令和6年5月)
- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定(令和5年11月)
- ・約束手形の支払サイトの短縮化: 指導基準の変更(令和6年4月)
- ・**下請法改正(取適法)(令和7年5月)**
- ・企業取引研究会の再開、知的財産取引適正化ワーキンググループの開始(令和7年7月、8月)

優越的地位の濫用に関する緊急/特別調査の実施

- ① **令和4年 緊急調査(22業種、11万社を対象に実施)**
→ 調査の結果、発注者**4,030社に注意喚起文書(独禁法Q & A関係)を送付。**
多数の受注者に対して協議することなく価格を据え置く行為が確認された**13社の企業名を公表。**
- ② **令和5年 特別調査(39業種、11万社超を対象に実施)**
→ 調査の結果、発注者**8,175社に対し注意喚起文書(独禁法Q & A関係)を送付。10社の企業名を公表。**
- ③ **令和6年 特別調査(43業種、11万社超を対象に実施)**
→ **労務費転嫁指針の取組状況のフォローアップ等の観点から実施。**調査の結果、発注者**6,510社に対し注意喚起文書(独禁法Q & A関係)を送付。**加えて、**労務費転嫁指針に沿った行動をしていなかった発注者9,388社に対しても注意喚起文書を送付。3社の企業名を公表。**
- ④ **令和7年 特別調査(43業種、12万社超を対象に実施)**
→ **労務費転嫁指針の取組状況のフォローアップ等の観点から実施。**本年中を目途に調査結果を取りまとめる予定。

下請法の厳正な執行

令和6年度、平成以降で最多となる21件の勧告を実施。令和7年度も7月時点で10件の勧告を実施。

22

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正(令和4年1月、令和6年5月)

買いたたきの禁止

下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し**通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額^①を不当に^②定めること。**

令和4年1月改正

＜②の不当性要件に関し＞

下記の方法で下請代金の額を定めることは「買いたたき」に該当するおそれがあることを明確化

- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の**コストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと**
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、**下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで下請事業者に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置くこと。** ※同様の観点から、独占禁止法Q & Aを作成・公表

令和6年5月改正

＜①の価格要件に関し＞

①コストの著しい上昇分が公表資料から把握可能である場合において、②据え置かれている下請代金の額は、「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱うことを明確化。

- 当該給付に係る主な**コスト**(労務費、原材料価格、エネルギーコスト等)の**著しい上昇**を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの**経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合**において、**据え置かれた下請代金の額**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日公表）①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記**。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

24

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日公表）②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を**収集して交渉に臨むこと**。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**31頁の様式**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること**。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的に優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること**。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管すること**。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく**。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォームを設置し**、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用していく**。

25

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中

（受注者）

○年○月○日

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日

有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）

	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（％）
材料・品番				
...				

小計 円

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（％）
電気代					
...					

小計 円

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）

改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売 上比率	金額
円	円	％	円

（例2）

現在の労務 費単価 円／人・日	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円／人・日	人・日	％	円

小計 円

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト
要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

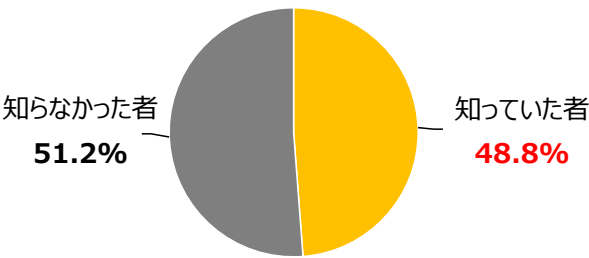


令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年12月16日公表）

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

➤ 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

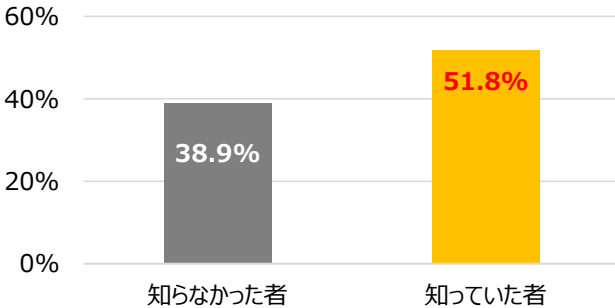
《労務費転嫁交渉指針の認知度》（注1）



（注1）発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。
 - ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別に（注2）にみると、上位5業種は、放送業（74.1%）、輸送用機械器具製造業（67.0%）、石油製品・石炭製品製造業（60.5%）、鉄鋼業（59.9%）及び情報通信機械器具製造業（59.6%）下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（27.5%）、自動車整備業（29.4%）、飲食料品小売業（30.2%）、印刷・同関連業（35.2%）及び家具・装備品製造業（36.1%）
- （注2）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注3）



（注3）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

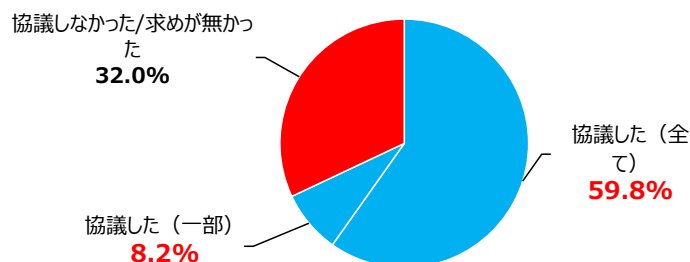
- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。
- ✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年12月16日公表）

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになってきている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》（注1）



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

（注1）発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》（注2）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》（注2）

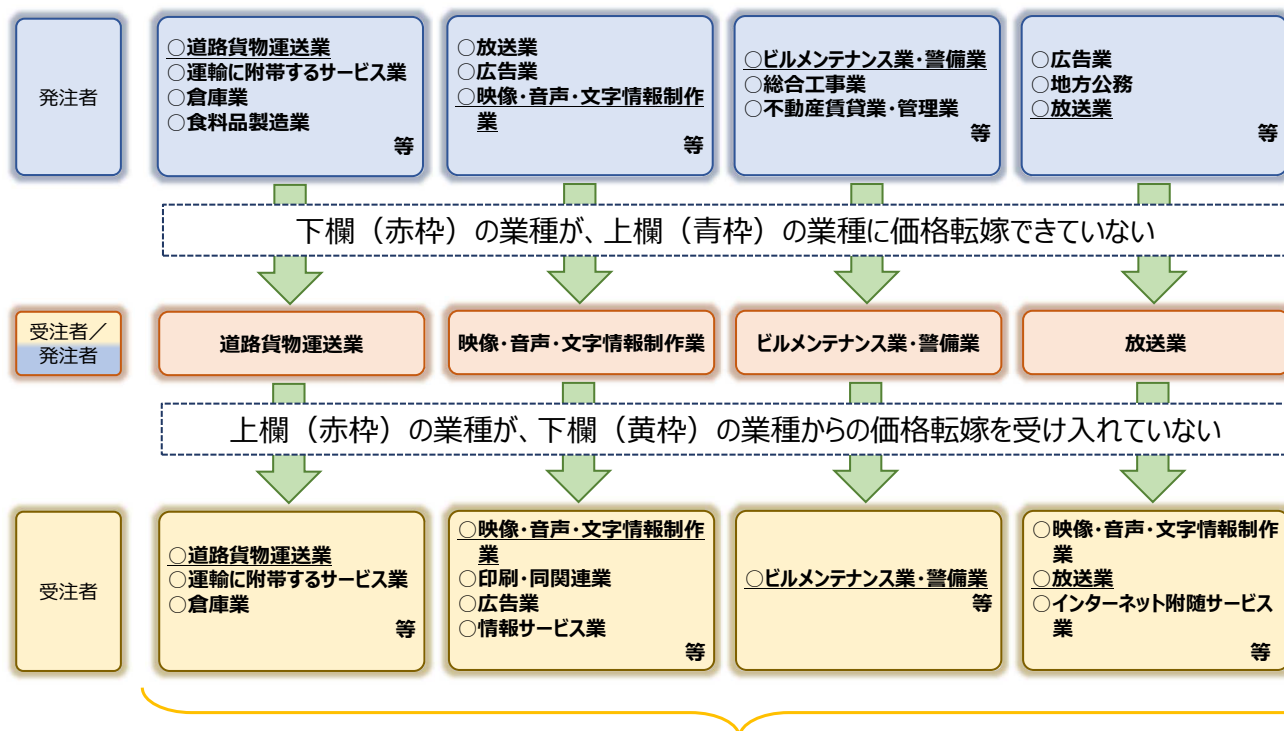
サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

（注2）この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

28

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年12月16日公表）

価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



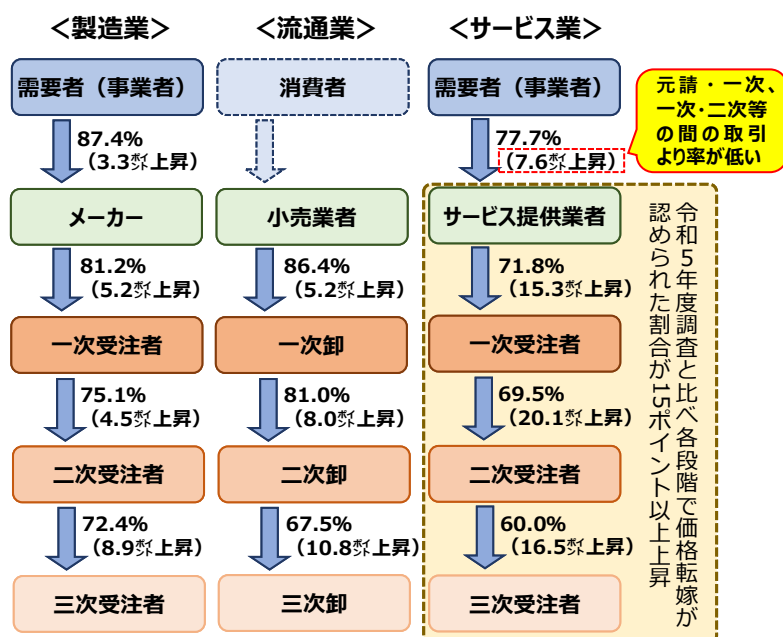
これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

29

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年12月16日公表）

サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況

価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上について価格転嫁が認められた割合



改善された点

- 令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇。
- サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供者（元請）から三次受注者までの各段階で15ポイント以上上昇し、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁が改善。

課題

- サービス提供業者（元請）と需要者（事業者）との関係では7.6ポイントの上昇にとどまる。

サービス提供業者（元請）や各段階の事業者が受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供業者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない可能性がある。

注 各段階の事業者が、受注者の立場で価格転嫁を要請した商品・サービスの数に対して、取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合について、7割以上（「全て」又は「多く（7割～9割程度）」と回答した割合。

30

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査（令和6年12月16日公表）

事業者名公表10名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表10名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも価格転嫁円滑化の取組により全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消。

【事業者名公表10名の主な取組】

- 令和6年1月頃以降、経営トップの了承の下で価格転嫁円滑化の取組方針を策定又は改定して受注者に当該取組方針を周知し、順次、受注者に対し、価格転嫁の要望があれば協議に応じる旨を呼び掛けていた。
- 令和5年度調査において問題につながらずおそれのある事例がみられた、「スポット取引」であることを理由とした取引先受注者との関係については、見積りを依頼する際にコスト上昇分を見積価格に反映するよう呼び掛けたり、見積りの都度価格協議を実施したりしていた。
- 価格協議の結果、取引価格を据え置いたり、引き下げたりした事例はほとんどみられなかった。
- 事業者名公表10名のほとんどは、受注者との価格交渉の記録を受注者と共有していた。

【受注者から寄せられた声】

＜事業者名公表10名による取組に関する声＞

- 発注者から価格協議の場を設ける旨の連絡があり、価格協議が開始された
- 昨今の労務費上昇を反映させるために協議を申し入れ、春季労使交渉の妥結額等をエビデンスとして提出し、要望どおり転嫁が認められた
- 労務費や原材料価格高騰に伴うコストアップに対応するため、今年に入ってから価格協議を申し入れ、要望した金額で快諾された など

＜問題を指摘する声＞

- 価格協議の際に多数のエビデンスの提出を求められ、協議が引き延ばされる
- 価格協議の呼び掛けがあり労務費上昇を示す資料を提出して協議を行ったが、飽くまで現状維持との回答で取引価格が据え置かれている
- 原材料価格高騰のため転嫁を要請しているが回答はなく、代替案の提示もなく、サプライヤーがコスト増加分を負担せざるを得ない など

- 問題を指摘された事業者にあっては、経営トップから価格協議の担当部門までの事業者全体としての価格転嫁円滑化の取組方針の徹底や本社等による取組の進捗状況の把握・管理の実施（ガバナンスの改善）が求められる。
- 受注者のコスト上昇が明らかであるにもかかわらず、協議したことのみをもって合理的な理由なく取引価格を据え置くことは適切ではなく、受注者・発注者の双方がお互いに納得するまで協議することが望ましい。

31

①出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向け
プッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は15件実施
（令和6年10月末現在）

②労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

③下請取引適正化推進月間



- ◆ 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

④労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）

32

下請法改正（改正事項一覧）

〈規制の見直し〉

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（2）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（3）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（4）従業員基準の追加

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

（5）「面的」執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・ 題名について、以下のとおり改める。
「下請代金支払遅延等防止法」⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
- ・ 用語について、以下のとおり改める。
「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

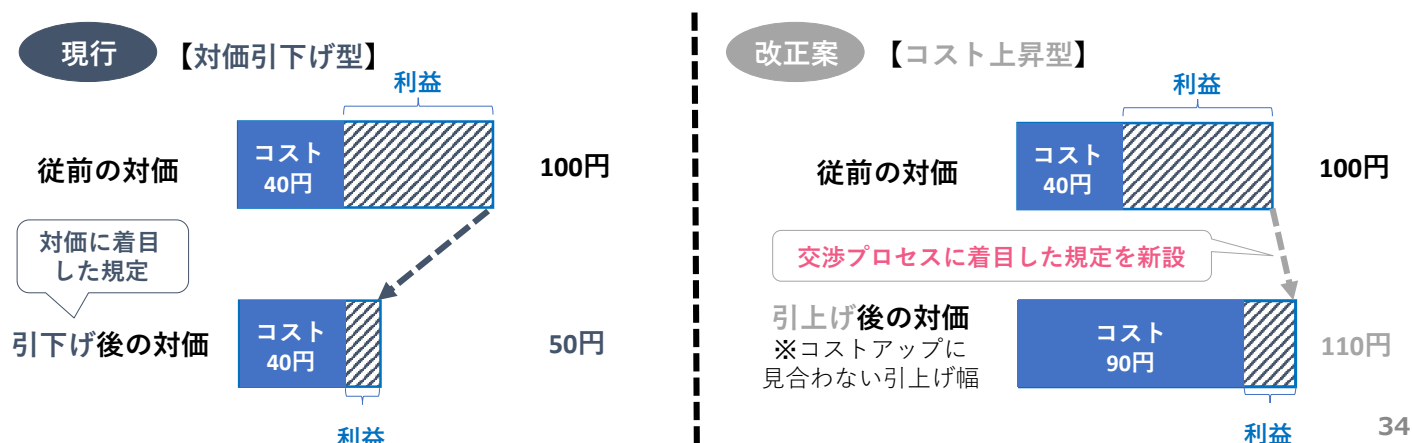
① 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



下請法改正の概要

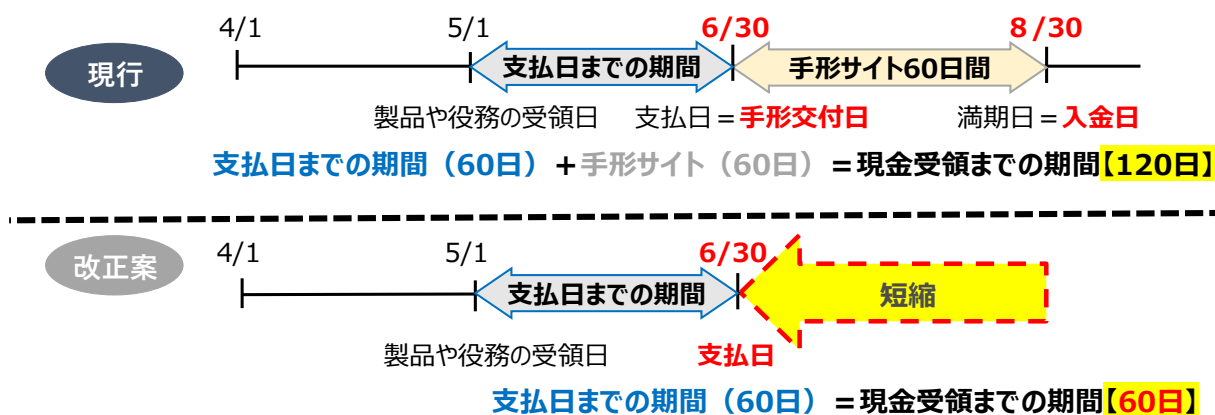
② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



③ 運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



36

下請法改正の概要

④ 従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

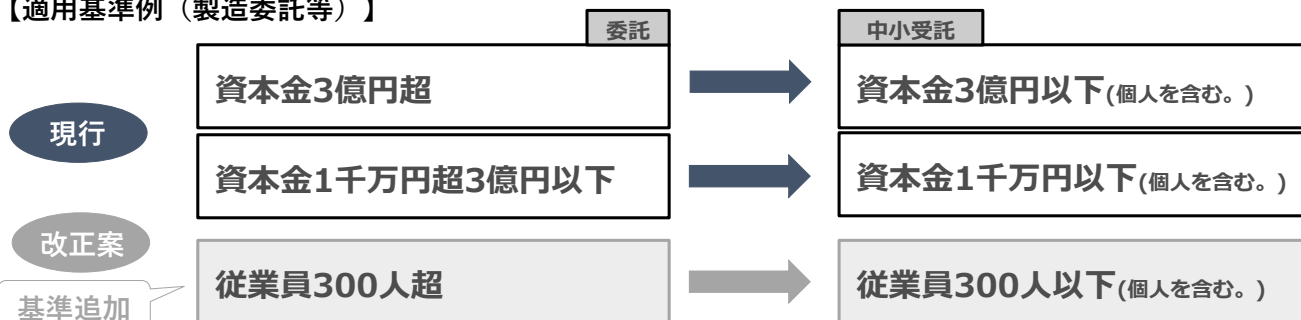
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



37

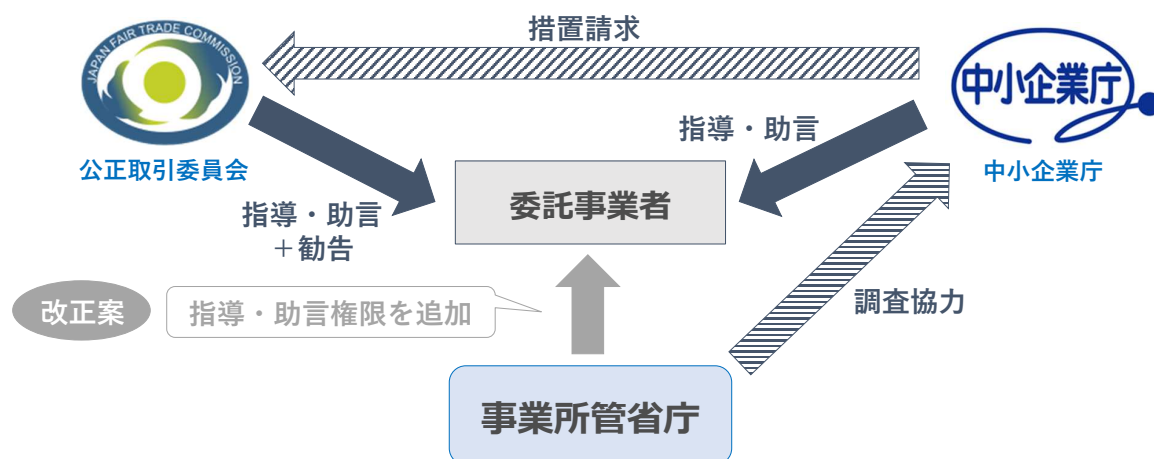
⑤ 「面的」執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



38

下請法改正の概要

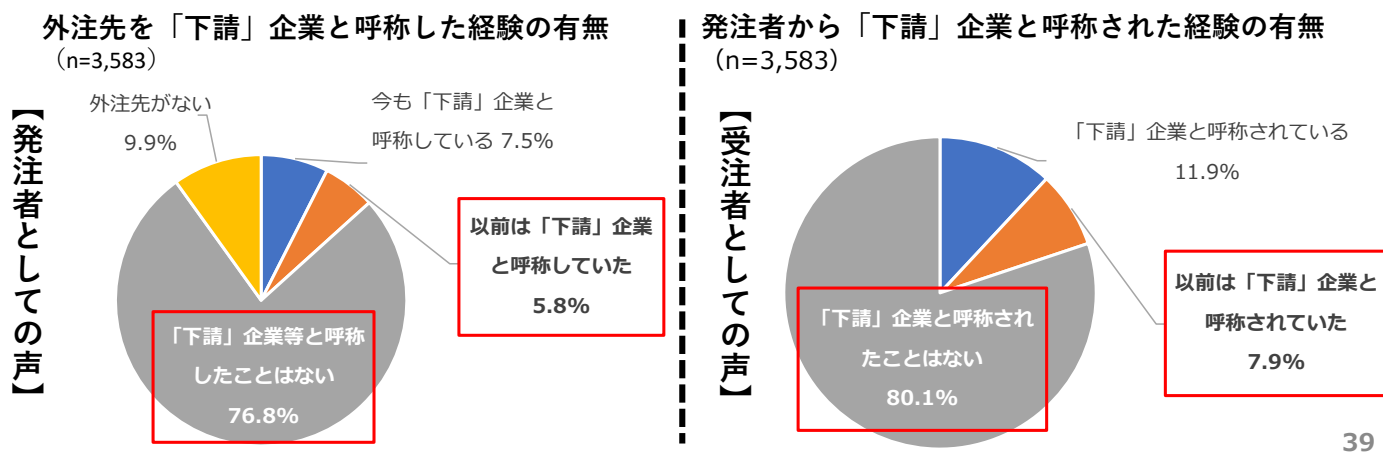
⑥ 「下請」等の用語の見直し【題名、新第2条第8項、第9項関係】

改正理由

- 本法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘がある。
- 時代の変化に伴い、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっている。

改正内容

- ◆ 用語について、「親事業者」を「委託事業者」、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「下請代金」を「製造委託等代金」等に改正する。
- ◆ 法律の題名も、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に改正する。



39

⑦ その他の改正事項

改正理由

- 物品等の製造に用いられる金型のみが製造委託の対象物とされており、**木型、治具等については、製造委託の対象物とされていない。**
- 書面交付義務について、**下請事業者から事前の承諾を得たときに限り**、書面の交付に代えて、**電磁的方法により必要的記載事項の提供を行うことができる。**
- 下請代金の**支払遅延については**、親事業者に対し、その下請代金を支払うよう勧告するとともに、**遅延利息を支払うよう勧告することとされているが、減額については、当該規定が存在しない。**
- 受領拒否等をした親事業者が**勧告前に受領等をした場合**や、支払遅延をした親事業者が**勧告前に代金を支払った場合**に、**勧告ができるかどうかの規定上明確となっていない。**

改正内容

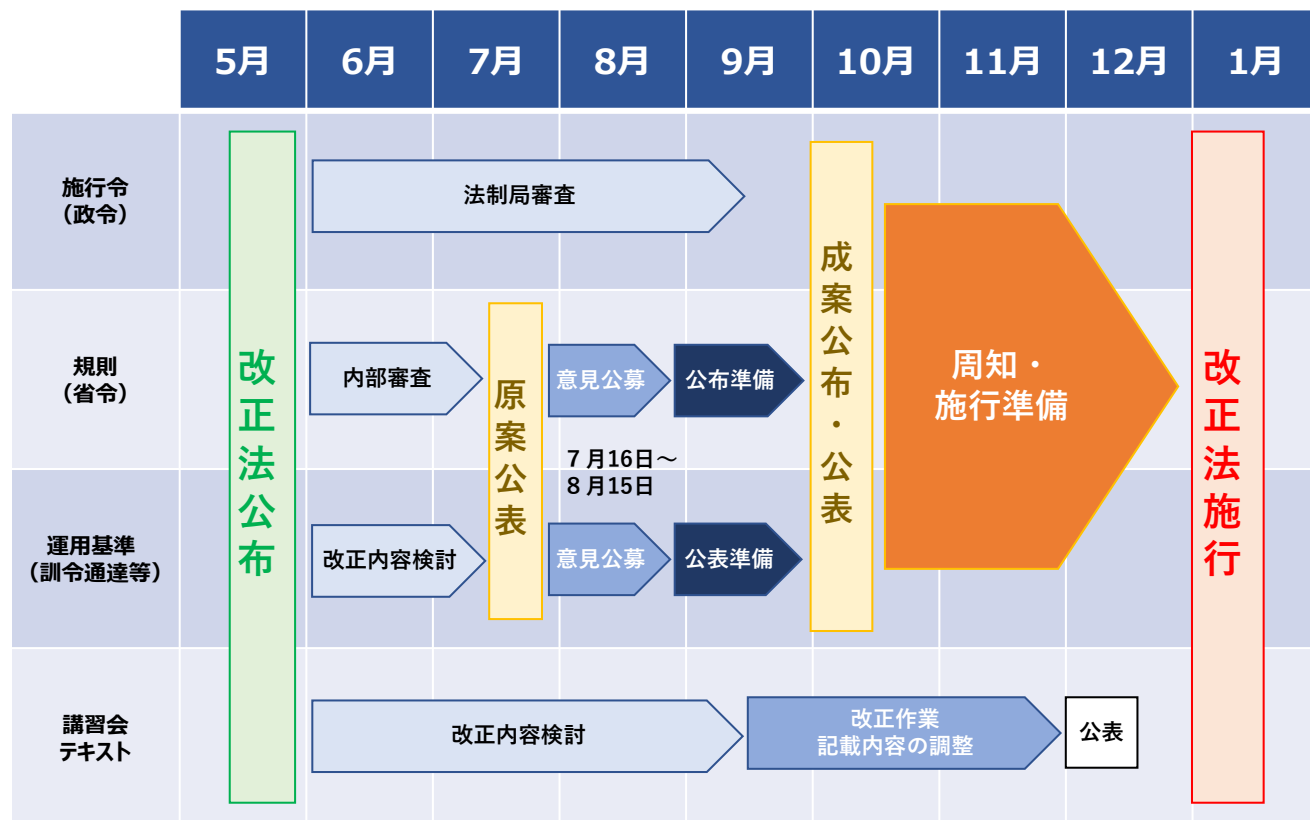
- ◆ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等についても、**金型と同様に製造委託の対象物として追加**する。
【新第2条第1項関係】
- ◆ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、**必要的記載事項を電磁的方法により提供可能**とする。
【新第4条関係】
- ◆ **遅延利息の対象に減額を追加**し、代金の額を減じた場合、起算日から60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払わなければならないものとする。
【新第6条第2項関係】
- ◆ **既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備**し、勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策などを勧告できるようにする。
【新第10条関係】

40

下位法令等整備スケジュール（予定）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



新しい略称：中小受託取引適正化法

“ 取適法 ”

41

5 その他

(フリーランス・事業者間取引適正化等法、情報提供・相談窓口等)



42

フリーランス・事業者間取引適正化等法の目的・概要



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

目的

働き方の多様化が進展する中で、個人として業務を受託する事業者（フリーランス）が安定的に業務に従事する環境を整備するため、フリーランスに係る取引の適正化と就業環境の整備を図る

概要

「特定業務委託事業者」

：組織（従業員を使用する）

※「従業員」には短時間・短期間等の
一時的に雇用される者は含まない

業務委託

「特定受託事業者」

：個人（従業員を使用しない）

取引の適正化

○ 特定業務委託事業者の義務

- ① 取引条件の明示 ※ 1
- ② 期日における報酬の支払
(原則受領日から60日以内のできる限り短い期間内)

※ 1 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様

○ 特定業務委託事業者の禁止行為 ※ 2

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 受領拒否 | ⑤ 購入・利用強制 |
| ② 報酬の減額 | ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請 |
| ③ 返品 | ⑦ 不当な給付内容の変更、やり直し |
| ④ 買いたたき | |

※ 2 1か月以上の業務委託である場合

就業環境の整備

○ 特定業務委託事業者の義務

- ① 募集情報の的確表示
- ② 育児介護等と業務の両立に対する配慮 ※
- ③ ハラスメント対策に関する体制整備
- ④ 中途解除等の事前予告、理由開示 ※

※ 6か月以上の業務委託である場合

○ 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について
報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告、命令、公表をすることができる

※ 勧告及び命令は、公正取引委員会又は厚生労働大臣のみがすることができる

43

業務委託の内容

月刊誌等に関する原稿、写真データ、イラスト等の作成、ヘアメイクの実施等



(株)光文社
(株)小学館

違反行為の概要

特定受託事業者（小学館の件では191名・光文社の件では31名）に対し、

- 業務委託をした際、直ちに、**取引条件を明示しなかった。**
- 報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**

フリーのライター、カメラマンなど

業務委託の内容

音楽教室のレッスン、入会前の体験レッスンの実施、発表会や音楽イベントでの演奏等



島村楽器(株)

違反行為の概要

- 特定受託事業者97名に対し、業務委託をした際、直ちに、**取引の条件を明示しなかった。**
- 特定受託事業者86名に対し、**報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。**
- 特定受託事業者11名に対し、**無償で体験レッスンを行わせた**ことにより、特定受託事業者の利益を不当に害していた。

音楽教室の講師など

公取委による勧告の概要

特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、

- ①取締役会の決議（今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと等を確認）
- ②特定受託事業者との取引について、違反行為として認定されていない取引も含めて違反行為に関する問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
- ③研修を行うなど、社内体制を整備
- ④（島村楽器に対する件のみ）体験レッスンの対価に相当する額を、公正取引委員会の確認を得た上で、速やかに支払うなど

44

情報提供・相談窓口等①

違反行為情報提供フォーム

- 下請中小事業者が匿名で、買ったときなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報を公正取引委員会に提供できるWebフォーム

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

- 下請中小事業者が、不当なしわ寄せなど、下請法に関して、公正取引委員会に無料で相談できる相談窓口

<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=joho>

必須項目は **4つ** だけ！

- ✓親事業者の**正式名称**
- ✓親事業者の**本社所在地**
- ✓親事業者の**業種**（選択方式）
- ✓親事業者の**行為**（以下から選択or自由記載）

■親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。

■親事業者は、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を文書や電子メールなどで貴社に回答することなく、従来どおりの取引価格に据え置いた。

（以下、略）

フリーダイヤル

（不当な下請取引） ゼロゼロ 110番

0120-060-110

【受付時間】 10：00～17：00

（土日祝日・年末年始を除く。）

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。

※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。



45

中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さん

取引上の悩みを抱えていませんか？

下請かけこみ寺 にご相談ください！

「下請かけこみ寺」では、中小企業・個人事業主・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

悩んだらここに相談を！

下請かけこみ寺 **相談無料** **全国48か所** **秘密厳守** **匿名相談可能** **0120-418-618**

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

中小企業庁 中小企業庁委託事業 (公財)全国中小企業振興機関協会

無料相談(相談員・弁護士)

例えば…

- ①支払期日を過ぎてても代金を払ってくれない。
- ②お客さんからキャンセルされたので、部品が必要なくなったという返品された。
- ③長年取引していた発注元から突然取引を停止された。

電話相談
電話で相談員がお答えします
下請かけこみ寺 **0120-418-618**
【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「下請かけこみ寺」にお電話ください。

オンライン相談
オンライン上の相談で相談員がお答えします

対面相談
対面で相談員がお答えします

調停による紛争解決手続き(ADR)

- 紛争当事者間の和解の調停を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われるため、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所・時間等を決めることができます。

消費税の転嫁等に係る取引上の相談に応じています。

消費税転嫁等に関するご相談はこちら **0120-300-217**
【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) お近くの「下請かけこみ寺」にお電話ください。

下請かけこみ寺は全都道府県に設置しています

本部(公財)全国中小企業振興機関協会	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21あおり産業総合支援センター	017-775-3234	(公財)京都産業21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業局	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興センター	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-35-8311
(公財)山形県産業振興公社	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)いわき中小企業グローバル推進機構	029-224-5377	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	089-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かわさち産業振興財団	087-868-9904
(公財)神奈川県産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-260-6017
(公財)山梨県産業振興センター	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)愛知県産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業振興センター	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構	097-534-6300
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)高松市産業支援センター	099-219-1274
(公財)石川県産業創造支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

相談については、上記下請かけこみ寺にお電話で受付けております。また、ホームページからも受付けております。

下請かけこみ寺 **相談無料** **全国48か所** **秘密厳守** **匿名相談可能** **0120-418-618**

【受付時間】平日9:00～12:00 / 13:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用になれます。お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

46



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

さらに詳しい情報はこちら



<https://www.jftc.go.jp>

公取 で検索



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



御清聴ありがとうございました。

47